

平成30年度行政監査結果報告書

－ テーマ －

防災に必要な物資・資材等の管理について

平成31年2月

大分県監査委員

目 次

第 1 監査のテーマ及び目的	
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
第 2 監査の実施概要	
1 監査の着眼点	1
2 監査対象及び監査対象機関	1
(1) 監査対象	1
(2) 監査対象機関	1
3 監査対象年度	4
4 監査の実施時期及び実施方法	4
(1) 実施時期	4
(2) 実施方法	4
第 3 監査対象の概要	4
第 4 監査の結果	
1 被災者用災害備蓄物資（所管機関：福祉保健企画課）	6
2 職員用災害備蓄物資（所管機関：防災局防災対策企画課）	8
3 臨時災害対策本部用資機材（所管機関：防災局防災対策企画課）	9
4 広域防災拠点用資機材（所管機関：防災局防災対策企画課）	9
5 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材（所管機関：医療政策課）	11
6 医薬品及び医療用資機材（所管機関：薬務室）	12
7 災害派遣精神医療チーム（DPAT）用資機材（所管機関：障害福祉課）	12
8 災害ボランティアセンター用資機材（所管機関：県民生活・男女共同参画課）	13
9 指定管理施設災害救助用資機材（所管機関：行政企画課）	14
10 避難所用防災資機材（所管機関：生活環境企画課）	14
11 生徒用災害備蓄物資（所管機関：学校安全・安心支援課）	15
12 水防用備蓄資器材（所管機関：河川課）	15
13 原子力防災用資機材（所管機関：生活環境企画課、環境保全課、健康づくり支援課、薬務室）	16
14 林野火災用資機材（所管機関：防災局危機管理室）	17
15 石油コンビナート火災用資機材（所管機関：防災局消防保安室）	18
16 警察災害装備（所管機関：警備部警備第二課）	19

17	非常用電源設備及び非常用発電機（所管機関：施設整備課、福祉保健企画課）	20
18	防災行政無線（所管機関：防災局危機管理室）	21
19	衛星携帯電話（所管機関：防災局危機管理室）	22
	【改善事項・検討事項一覧】	24
	まとめ	25
	資料	
	関係法令等	26

第1 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

平成30年度の行政監査は、「防災に必要な物資・資材等の管理について」をテーマとした。

2 監査の目的

本県では、東日本大震災以降、災害応急対策又は災害復旧への備えとして、防災資機材の備蓄・整備や、県災害対策本部の設置が予定されている庁舎等において、非常用電源設備などの防災関連設備の整備を進めてきた。

これらの防災に必要な物資、資材及び設備（以下「防災資機材等」という。）は、災害発生時において、県が業務を継続しつつ、被害の拡大や二次災害を防止するために必要なものであり、その実態を把握するとともに、管理状況等について検証することにより、機能強化を図り、もって、県民の安心・安全の確保に資することを目的とする。

第2 監査の実施概要

1 監査の着眼点

監査は、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 防災資機材等の調達・確保は適正に行われているか。
- (2) 保管場所が適切に確保され、発災時に迅速に活用できる管理体制であるか。
- (3) 定期的な巡回・点検を実施し、品質・機能が確保されているか。
- (4) 定期的な使用訓練を行っているか。

2 監査対象及び監査対象機関

(1) 監査対象

大分県地域防災計画等に基づき、県が備蓄・整備した防災資機材等を監査対象とした。

(2) 監査対象機関

監査対象機関は、防災資機材等を所管・管理する機関から75機関を選定した。

監査対象及び監査対象機関は、[表1-1]及び[表1-2]のとおりである。

[表1-1] 監査対象機関（部局別）

部局名	所属名
総務部 (8)	行政企画課 大分県東部振興局 大分県東部振興局日出水利耕地事務所 大分県中部振興局 大分県南部振興局 大分県豊肥振興局 大分県西部振興局 大分県北部振興局
企画振興部(3)	政策企画課* 芸術文化スポーツ振興課 観光・地域局観光・地域振興課
福祉保健部 (13)	福祉保健企画課 医療政策課 薬務室 健康づくり支援課 障害福祉課 東部保健所 中部保健所 中部保健所由布保健部 南部保健所 豊肥保健所 西部保健所 北部保健所 大分県こころとからだの相談支援センター
生活環境部 (8)	生活環境企画課 県民生活・男女共同参画課 環境保全課 防災局防災対策企画課 防災局危機管理室 防災局消防保安室 大分県衛生環境研究センター 大分県消防学校
商工労働部(1)	商工労働企画課*
農林水産部(3)	農林水産企画課* 地域農業振興課 大分県央飛行場管理事務所
土木建築部 (16)	土木建築企画課* 河川課 公園・生活排水課 施設整備課 豊後高田土木事務所 国東土木事務所 別府土木事務所 大分土木事務所 臼杵土木事務所 佐伯土木事務所 豊後大野土木事務所 竹田土木事務所 玖珠土木事務所 日田土木事務所 中津土木事務所 宇佐土木事務所
会計管理局(1)	用度管財課
教育庁(4)	教育改革・企画課* 学校安全・安心支援課 体育保健課 大分県立日出総合高等学校
警察本部 (18)	交通部交通機動隊* 警備部警備第二課 警備部機動隊 大分中央警察署* 大分東警察署 大分南警察署* 別府警察署* 杵築日出警察署* 国東警察署* 豊後高田警察署* 宇佐警察署* 中津警察署 玖珠警察署* 日田警察署 竹田警察署* 豊後大野警察署* 佐伯警察署* 臼杵津久見警察署
計	75機関

* 書面監査対象機関

[表1-2] 監査対象及び監査対象機関（役割別）

所管機関：防災資機材等に係る予算・業務の所管所属

管理機関：防災資機材等を管理・保管する所属

No.	監査対象 (防災資機材等の種別)	監査対象機関		備考
		所管機関	管理機関	
1	被災者用災害備蓄物資	福祉保健企画課	福祉保健企画課 観光・地域局観光・地域振興課 大分県東部振興局日出水利耕地事務所 大分県南部振興局 大分県豊肥振興局 大分県西部振興局 中部保健所由布保健部 西部保健所 北部保健所 豊後大野土木事務所 玖珠土木事務所 大分県立日出総合高等学校	直接管理分
2	職員用災害備蓄物資	防災局防災対策企画課	防災局防災対策企画課 用度管財課 大分県東部振興局 大分県東部振興局日出水利耕地事務所 大分県中部振興局 大分県南部振興局 大分県豊肥振興局 大分県西部振興局 大分県北部振興局 東部保健所 中部保健所 中部保健所由布保健部 南部保健所 豊肥保健所 西部保健所 北部保健所 豊後高田土木事務所 別府土木事務所 大分土木事務所 臼杵土木事務所 豊後大野土木事務所 玖珠土木事務所 中津土木事務所	直接管理分
3	臨時災害対策本部用資機材	防災局防災対策企画課	防災局防災対策企画課	直接管理分
4	広域防災拠点用資機材	防災局防災対策企画課	防災局防災対策企画課	直接管理分
5	広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)用資機材	医療政策課	医療政策課	直接管理分
6	医薬品・医療用資機材	薬務室	薬務室	直接管理分
7	災害派遣精神医療チーム(DPAT)用資機材	障害福祉課	大分県こころとからだの相談支援センター	
8	災害ボランティアセンター用資機材	県民生活・男女共同参画課	県民生活・男女共同参画課	直接管理分

9	指定管理施設災害救助用資機材	行政企画課	芸術文化スポーツ振興課	
			観光・地域局観光・地域振興課	
			福祉保健企画課	
			障害福祉課	
			地域農業振興課	
公園・生活排水課				
体育保健課				
10	避難所用防災資機材	生活環境企画課	大分県消防学校	
11	生徒用災害備蓄物資	学校安全・安心支援課	—	H30.4.1時点未配備
12	水防用備蓄資器材	河川課	豊後高田土木事務所	
			国東土木事務所	
			別府土木事務所	
			大分土木事務所	
			臼杵土木事務所	
			佐伯土木事務所	
			豊後大野土木事務所	
			竹田土木事務所	
			玖珠土木事務所	
			日田土木事務所	
			中津土木事務所	
宇佐土木事務所				
13	原子力防災用資機材	環境放射線モニタリング用 (緊急時モニタリング)	大分県衛生環境研究センター	
			東部保健所	
			中部保健所	
			南部保健所	
			豊肥保健所	
	西部保健所			
	北部保健所			
	緊急被ばく医療措置用	生活環境企画課	東部保健所	
			中部保健所	
			南部保健所	
豊肥保健所				
西部保健所				
健康づくり支援課	健康づくり支援課	直接管理分		
薬務室	薬務室	直接管理分		
14	林野火災用資機材	防災局危機管理室	防災局危機管理室	直接管理分
15	石油コンビナート火災用資機材	防災局消防保安室	防災局消防保安室	直接管理分
16	警察災害装備	警備部警備第二課	交通部交通機動隊*	
			警備部警備第二課	直接管理分
			警備部機動隊	
			大分中央警察署*	
			大分東警察署	
			大分南警察署*	
			別府警察署*	
			杵築日出警察署*	
			国東警察署*	
			豊後高田警察署*	
			宇佐警察署*	
			中津警察署	
			玖珠警察署*	
			日田警察署	
			竹田警察署*	
			豊後大野警察署*	
佐伯警察署*				
臼杵津久見警察署				
17	非常用電源設備・非常用発電機	施設整備課	施設整備課	非常用電源設備、直接管理分
			大分県東部振興局	
			大分県東部振興局日出水利耕地事務所	
			大分県南部振興局	
			大分県豊肥振興局	
			大分県西部振興局	
			大分県北部振興局	
			中部保健所由布保健部	
			豊後高田土木事務所	
			別府土木事務所	
			大分土木事務所	
			臼杵土木事務所	
			豊後大野土木事務所	
		玖珠土木事務所		
		中津土木事務所		
		福祉保健企画課	中部保健所	
			南部保健所	
豊肥保健所				
西部保健所				
北部保健所				
		非常用発電機（可搬式）		

18	防災行政無線	防災局危機管理室	防災局危機管理室	直接管理分
			大分県東部振興局	
			大分県東部振興局日出水利耕地事務所	
			大分県中部振興局	移動局
			大分県南部振興局	
			大分県豊肥振興局	
			大分県西部振興局	
			大分県北部振興局	
			中部保健所	移動局
			豊後高田土木事務所	
			国東土木事務所	移動局
			別府土木事務所	
			大分土木事務所	
			臼杵土木事務所	
			佐伯土木事務所	移動局
			豊後大野土木事務所	
			竹田土木事務所	移動局
玖珠土木事務所				
日田土木事務所	移動局			
中津土木事務所				
宇佐土木事務所	移動局			
19	衛星携帯電話	防災局危機管理室	政策企画課*	
			福祉保健企画課	
			医療政策課	
			生活環境企画課	
			防災局防災対策企画課	
			商工労働企画課*	
			農林水産企画課*	
			土木建築企画課*	
			教育改革・企画課*	
			大分県東部振興局	国東土木事務所及び東部保健所国東保健部と共有
			大分県中部振興局	
			大分県南部振興局	
			大分県豊肥振興局	竹田土木事務所と共有
			大分県西部振興局	日田土木事務所と共有
			大分県北部振興局	宇佐土木事務所と共有
			中部保健所	
			中部保健所由布保健部	
			南部保健所	
			豊肥保健所	
			西部保健所	
			北部保健所	
			豊後高田土木事務所	北部保健所豊後高田保健部と共有
			別府土木事務所	東部保健所と共有
			大分土木事務所	
			臼杵土木事務所	
			佐伯土木事務所	
			豊後大野土木事務所	
玖珠土木事務所				
中津土木事務所				

* 書面監査対象機関

3 監査対象年度

平成30年度

4 監査の実施時期及び実施方法

(1) 実施時期

監査は、平成30年8月から同年12月までの間に実施した。

(2) 実施方法

監査対象機関に監査調書及び資料の提出を求め、58機関に対し当該調書等を基に監査事務局職員による実地監査を実施し、残りの17機関については書面監査を実施した。

職員監査の結果を踏まえ、必要と認めた監査対象機関に対して委員監査を実施した。

第3 監査対象の概要

監査対象とした防災資機材等の概要は、[表2]のとおりである。

[表2] 監査対象の概要

No.	監査対象 (防災資機材等の種別)	整備・備蓄の目的	主な防災資機材等	保管・設置場所
1	被災者用災害備蓄物資	大規模災害時に災害救助法が適用され、県外からの支援物資が届くまでの間、避難者の食糧、毛布等の供給を行うことを目的とする。	アルファ米、飲料水、毛布、粉ミルク、おむつ、簡易トイレ、ブルーシート、使い捨て容器、簡易段ボールベッド	大分県社会福祉介護研修センター 県庁別館 松岡倉庫(大分市松岡) 大分県立別府コンベンションセンター (旧)山香農業高校 (旧)臼杵商業高校 振興局(4箇所) 保健所(3箇所) 土木事務所(2箇所) [15箇所]
2	職員用災害備蓄物資	大規模地震や津波、風水害等の際に災害対策本部等の要員や市町村に派遣される災害時緊急支援隊員が災害対応を行う業務環境を確保することを目的とする。	飲料水、カンパン、アルファ米、保存パン、毛布、ヘルメット、寝袋、防寒着、安全靴、ボックストイレ、ポリバケツ、凝固剤	県庁新館 振興局(7箇所) 保健所(7箇所) 土木事務所(7箇所) [22箇所]
3	臨時災害対策本部用資機材	災害対策本部の拠点となる防災センターが被災により使用できないときに代替施設に災害対策本部を設置した場合や、甚大な災害が発生したときに現地において災害関係情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえた対策を行う場合に備えることを目的とする。	充気用計量ポンベ、折りたたみ式パイプ椅子、簡易組立トイレ、汚水処理剤、台車、救助用毛布、防護マスク、簡易ベッド、エアテント、発電機、ハログンランプ	防災資機材倉庫(大分市大手町) [1箇所]
4	広域防災拠点用資機材	大分県広域防災拠点基本計画において、大分スポーツ公園は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の広域防災拠点として位置付けられており、県外から参集する応援部隊との連絡調整等を行う現地調整所機能を果たすことを目的とする。	アルファ米、飲料水、寝袋、ビブス、複合機、発電機、パソコン、災害対策用造水機、一時避難者用飲食料	大分スポーツ公園 [1箇所]
5	広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)用資機材	大規模災害などにより、大量の負傷者が発生した場合、被災地区内の医療機関だけでは治療、収容できない重症患者等の航空機による搬送拠点や、患者の症状の安定化を図るための救護所としての機能を果たす広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)を設置することを目的とする。	簡易無線機、簡易ベッド、毛布、担架、点滴架台、バックボード、大型テント、複合機、発電機、収納用コンテナ	大分スポーツ公園 大分県中央飛行場 [2箇所]
6	医薬品・医療用資機材	地震、大雨などによる災害発生直後の初期期(48時間)における医療救護活動に使用することを目的とする。	診療・創傷セット、蘇生・気管セット、医薬品セット、衛生材料セット、事務用品セット	大分県薬剤師会(大分市、中津市、佐伯市) [3箇所]
7	災害派遣精神医療チーム(DPAT)用資機材	自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の大規模災害の発生時に、大分県DPATが、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、被災者に対する専門性の高い精神科医療の提供等を行うことを目的とする。	ユニフォーム、医薬品、応急セット、テント、トランシーバー、寝袋、発電機	大分県こころからだの相談支援センター [1箇所]
8	災害ボランティアセンター用資機材	円滑な災害ボランティアセンター運営を実現し、災害ボランティアの力を十分に発揮することを目的とする。	テント、簡易トイレ、非常食、飲料水、発電機、投光機	大分スポーツ公園 大分県社会福祉介護研修センター 大分県消費生活・男女共同参画プラザ [3箇所]
9	指定管理施設災害救助用資機材	熊本地震発生を受け、指定管理施設の防災力を強化することを目的とする。	充電式LEDライト、折りたたみ式担架、階段避難車、救助担架、折りたたみ車イス、台車	大分県立総合文化センター 大分県立別府コンベンションセンター 大分県社会福祉介護研修センター 大分県聴覚障害者センター 大分県身体障害者福祉センター 大分農業文化公園 大分スポーツ公園 大洲総合運動公園 大分県立総合体育館 大分県立庄内屋内競技場 [10箇所]
10	避難所用防災資機材	地震・豪雨等の災害により避難所に避難した被災者のプライバシー確保と生活環境の整備を目的とする。	紙管(柱、梁)、紙管ジョイント、システムカーテン	大分県消防学校 [1箇所]

11	生徒用災害備蓄物資		大規模災害発生時において、公共交通機関の停止等により、生徒が帰宅困難者となり学校に待機する場合を想定し、1泊の生活に対応することを目的とする。	アルミシート、簡易トイレ、ウェットティッシュ	県立学校 [61箇所]
12	水防用備蓄資器材		洪水、内水、津波又は高潮による災害を想定し、第1次的な水防責任がある市町村において保有する水防用資器材が不足するような緊急事態に備えることを目的とする。	空缶、スコップ、鎌、杭、鉄線、ロープ	土木事務所 [12箇所]
13	原子力防災用資器材	環境放射線モニタリング用(緊急時モニタリング)	近隣県において原子力災害が発生した際に、緊急時モニタリングとして空中放射線量を測定することを目的とする。	シンチレーションサーベイメータ、ポケット線量計、防護服	大分県衛生環境研究センター保健所(6箇所) [7箇所]
		緊急被ばく医療措置用	近隣県において原子力災害が発生した際に、放射性プルームの影響を受けるおそれがある住民に対して健康相談及び医療救護活動(検査、除染、安定ヨウ素剤の配布)を行うことを目的とする。	GMサーベイメータ、ポケット線量計、防護服、安定ヨウ素	県庁別館 大分県衛生環境研究センター保健所(6箇所) 大分県薬剤師会(大分市) [9箇所]
14	林野火災用資器材		林野火災発生時に陸上自衛隊に資器材の提供を行い、ヘリコプターによる空中消火や地上での消火活動を行うことを目的とする。	背負式ハンドポンプ、背負式消火器、消火薬剤散布装置、混合機、貯水槽、消火薬剤	陸上自衛隊(玖珠駐屯地、別府駐屯地、湯布院駐屯地) [3箇所]
15	石油コンビナート火災用資器材		石油コンビナート等特別防災区域における、石油及び高圧ガス等の危険性の高い物質による油火災やガス爆発を想定し、火災の延焼を防ぐことを目的とする。	たん白泡消火薬剤、合成界面活性剤泡消火薬剤	大分県防災資器材センター(大分市三佐) [1箇所]
16	警察災害装備		多種多様(地震、豪雨、噴火等)な災害を想定した情報収集・伝達、被災状況の把握、被災者の救出救助、避難誘導等を行うことを目的とする。	チェーンソー、エアジャッキ、救助工具袋セット、救命ゴムボート、救命索発射器、投光器、ソーラー蓄電池、担架、テント	警察本部庁舎第2別館機動隊 交通機動隊 交通指導課倉庫 警察署(15箇所) [19箇所]
17	非常用電源設備・非常用発電機		災害発生時に防災拠点となる県庁舎等での業務継続を可能とすることを目的とする。	非常用電源設備、非常用発電機(可搬式)	県庁(本館、別館、新館) 大分スポーツ公園 振興局(6箇所) 保健所(6箇所) 土木事務所(7箇所) [23箇所]
18	防災行政無線		大規模災害時等において、公共通信が途絶した場合に情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、県庁、県出先機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ無線通信網として使用することを目的とする。	防災行政無線	県庁(統制局) 大分スポーツ公園 振興局(7箇所) 保健所(1箇所) 土木事務所(12箇所) ダム(6箇所) [28箇所]
19	衛星携帯電話		南海トラフ地震等大規模災害発生時において、固定電話、携帯電話及び防災行政無線等、平常時に使用する通信連絡手段が使用できない場合に使用することを目的とする。	衛星携帯電話	防災対策企画課 生活環境企画課 商工労働企画課 福祉保健企画課 医療政策課 教育改革・企画課 政策企画課 土木建築企画課 農林水産企画課 振興局(6箇所) 土木事務所(8箇所) 保健所(6箇所) [29箇所]

(注) 監査対象の名称は、任意に設定したものであり、実際の名称と一致しない場合がある。

第4 監査の結果

監査結果については、監査の着眼点に従い防災資器材等の種別ごとに整理した。

1 被災者用災害備蓄物資(所管機関:福祉保健企画課)

(1) 防災資器材等の調達・確保について

大規模災害時に、被災市町村に対して災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、県外からの支援物資が届くまでの間、避難者の食糧、毛布等の供給

を行うため、整備・備蓄している。

その備蓄基準については、「災害時備蓄物資等に関する基本方針」（平成29年3月策定）において、東日本大震災における避難者数を参考に算定した県内最大避難者数を18万人と想定し、市町村備蓄量、流通備蓄量等を勘案の上、3日間の避難所生活に必要な数量を算出している。

(2) 保管場所と管理体制について

備蓄物資は、発災時に迅速に被災地に届けるため、県内15施設に分散備蓄されている。

所管機関である福祉保健企画課は、「災害備蓄物資管理要領」（平成26年4月施行）に基づき、備蓄物資の搬入や台帳の更新などを実施しており、保管場所となる施設の管理所属は、備蓄物資搬入時の立会い、鍵の管理など、補助的な役割を果たしている。

【検討事項】

(該当機関：福祉保健企画課)

ア 物資の表示

実地監査において、備蓄物資を確認したところ、品目・消費期限などが記載された物資ラベルが貼られたもの、直接箱に手書きで消費期限等が記載されたものなど、表示の統一が図られていない状況が見受けられた。

また、配備先において、独自に備蓄物資の配置図を作成している所属がある一方、多くの所属では作成されていない状況であった。

については、発災時に備蓄物資を搬出する運送業者等が円滑に備蓄物資を搬出し、受取先においても物資の内容が容易に把握できるよう、所要の措置を検討されたい。

イ 保管場所

実地監査において、次のとおり保管状況や円滑な搬出に課題がある保管場所が見受けられたことから、対応について検討されたい。

(ア) 佐伯総合庁舎

当該庁舎は、佐伯市の津波ハザードマップによれば、津波浸水エリア内にあり、最大津波浸水深は、2 m以上3 m未満となっている。

庁舎4階に保管している備蓄物資は、浸水する可能性は低いものの、津波によるがれき等により搬出が困難となるおそれがある。

(イ) 旧山香農業高校体育館

天井照明、吊下げ式バスケットゴール等の非構造部材の耐震対策が行われていないため、大地震発生時に設備の落下等により備蓄物資の搬出に支障を来すおそれがある。

(ウ) 北部保健所車庫棟倉庫
庁舎内に保管スペースが確保できないため、屋外倉庫に食料品や毛布等を保管しているが、埃がたまりやすいなど不衛生な環境である。

(エ) 旧臼杵商業高校教室棟
県中部地区では重要な備蓄拠点であり、多量の備蓄物資を保管しているものの、大型トラックが備蓄場所近くまで進入できないため、搬出に時間を要するおそれがある。

(3) 品質・機能の確保について
備蓄物資は、年1回、外部専門家による時価評価が行われている。

(4) 定期的な使用訓練について
県総合防災訓練の中で、被災先から連絡を受け、実際に資機材を搬出する実働訓練を行っている。

2 職員用災害備蓄物資（所管機関：防災局防災対策企画課）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

大規模地震や津波、風水害等の際に災害対策本部等の要員や市町村に派遣される災害時緊急支援隊員が災害対応を行う業務環境を確保するために必要な飲食料等を整備・備蓄している。

備蓄物資のうち、飲食料は、平成26年度からの5か年計画により計画的に整備・備蓄されている。

(2) 保管場所と管理体制について

本庁職員用の備蓄物資は本庁庁舎内で保管され、防災対策企画課及び用度管財課が管理している。地方機関職員用の備蓄物資は各地域の総合庁舎を中心に保管され、保管施設を管理する機関の長が、管理台帳を基に管理している。

【検討事項】

(該当機関：防災局防災対策企画課)

管理機関に対する実地監査において、備蓄物資が配備されている認識がない所属や防災対策企画課の配備数量と管理機関の把握している数量が一致していない所属などが見受けられた。

防災対策企画課にあっては、定期的な周知等により、管理機関における備蓄物資の適正管理を促されたい。

(3) 品質・機能の確保について

管理機関は、「職員用災害備蓄物資管理運用要領」（平成27年3月施行）により、年1回以上目視による確認を行い、毀損等を発見した場合、防災対策企画

課に報告することとされている。

備蓄物資の消費期限等はおおむね5年～10年であり、監査実施時点で期限切れとなっている物資はなかった。また、実地監査において、毀損したものは見受けられなかった。

(4) 定期的な使用訓練について

簡易トイレについては、一部の所属において、これを組み立てる訓練が実施されていた。

災害発生に伴いトイレが使用できなくなった際に、所属において簡易トイレの設置を行うことが想定される職員は、少なくとも使用方法や組立方法を理解しておくことが望ましいと思われる。

3 臨時災害対策本部用資機材（所管機関：防災局防災対策企画課）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

災害対策本部の拠点となる防災センターが被災により使用できないときに代替施設に災害対策本部を設置する場合や、甚大な災害が発生したときに現地において災害関係情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえた対策を行う場合に備えるために整備・備蓄している。

大部分の資機材は、平成7年度に整備され、防災対策企画課が直接管理している。

(2) 保管場所と管理体制について

資機材は、県庁舎新館近隣の公用車駐車場の敷地内に設置されたコンテナに保管されており、防災対策企画課が、管理台帳による出納管理を行っている。

当該コンテナは、大分市の津波・地震ハザードマップでは、南海トラフ地震を想定した最大浸水深0.5m以上1m未満の浸水域内に設置されているが、平成31年度に建築予定の津波被害に対応した特殊車両用車庫に移設されることとなっている。

(3) 品質・機能の確保について

職員用災害備蓄物資に準じて、年1回程度の目視点検等が実施されている。耐用年数経過や使用不能となった資機材は、随時廃棄処分されている。

(4) 定期的な使用訓練について

防災訓練や梅雨時期の前に資機材の動作確認を行っている。

4 広域防災拠点用資機材（所管機関：防災局防災対策企画課）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

「大分県広域防災拠点基本計画」（平成27年6月策定）において、大分スポーツ公園は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の広域防災拠点として位置付

けられており、その機能として、①現地調整所機能、②応援部隊の進出・活動・宿営機能、③S C U（広域搬送拠点臨時医療施設）機能、④救援物資の集積・輸送機能を持たされている。

このうち、県外から参集する応援部隊との連絡調整等を行う現地調整所機能を果たすために必要な資機材等を整備・備蓄している。

(2) 保管場所と管理体制について

大分銀行ドーム内に保管されており、防災対策企画課が、管理台帳に基づき直接管理している。

(3) 品質・機能の確保について

定期的な点検を実施しており、品質・機能について、問題は認められなかった。

(4) 定期的な使用訓練について

県総合防災訓練などの実働訓練において、実際に資機材を使用して動作確認を行っている。

(5) その他

「大分県広域防災拠点基本計画」では、光熱費負担の抑制を目的として導入されていた大分銀行ドームの屋外に設置されている常用発電設備（以下「屋外発電設備」という。）を非常用発電設備に転用し、広域防災拠点の電源を確保することとしている。

また、手動による屋外発電設備の稼働には数時間を要するため、非常時に直ちに電力供給ができるよう自動運転化のための改修が必要であるとしている。

しかしながら、平成27年6月の同計画策定後、引き続き課題とされているものの、改修についての具体的な方向性が出ていない状態となっている。

自動化の改修が行われていない現在にあっては、非常時には、手動で屋外発電設備を稼働させる必要があるものの、大分スポーツ公園の管理運営に係る所管課である公園・生活排水課に確認したところ、指定管理者が行う業務として、明確になっておらず、非常時に屋外発電設備を稼働させる体制が不十分である。

【検討事項】

（該当機関：防災局防災対策企画課）

屋外発電設備の自動運転化を含めた運用等について、県有施設の保全業務を担当する施設整備課、大分スポーツ公園の管理運営に係る所管課である公園・生活排水課とともに検討されたい。

当面の対応として、手動により屋外発電設備を稼働させる際の体制整備について、併せて検討されたい。

5 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）用資機材（所管機関：医療政策課）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

大規模災害などにより、大量の負傷者が発生した場合、被災地区内の医療機関だけでは治療、収容できない重症患者等の航空機による搬送拠点や、患者の症状の安定化を図るための救護所としての機能を果たす「広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）」の設置に必要な資機材を整備・備蓄している。

広域防災拠点である大分スポーツ公園の広域搬送拠点臨時医療施設は、県内外の医療機関への搬送拠点としての機能と救護所機能を有し、大分県央飛行場は、県外医療機関への搬送拠点としての機能を有している。

医療政策課は、県災害医療対策本部において、SCU設置予定施設への県職員派遣、必要な資機材の設置準備、県内外からDMAT（災害派遣医療チーム）の受入れ等の業務を行う。

(2) 保管場所と管理体制について

大分スポーツ公園及び大分県央飛行場では、コンテナ内に資機材一式が保管されており、医療政策課が直接管理している。

【改善事項】

（該当機関：医療政策課）

大分スポーツ公園のコンテナは、大分銀行ドームの建物内に保管され、資機材の状態に問題は認められなかった。

大分県央飛行場の資機材は、土の上にコンテナが設置され、湿気等によるコンテナ本体の劣化に加え、コンテナ内の資機材が毀損しているおそれがあることから、設置場所の変更などにより、保管環境の改善を図る必要がある。

【検討事項】

（該当機関：医療政策課）

大分県央飛行場のコンテナの鍵は、医療政策課が保管しており、発災時には同課職員が解錠することとしているが、発災時の迅速な資機材の使用について疑問があることから、鍵の管理・運用について検討されたい。

(3) 品質・機能の確保について

大分銀行ドームの資機材は、定期的実施される大規模地震時医療活動訓練において、実際に資機材を使用することなどにより、機能・品質の確認が行われている。

また、大分県央飛行場の資機材は、外観の目視点検が実施されているが、実際に資機材が使用できるかどうか分からない状態である。

【改善事項】

(該当機関：医療政策課)

大分県央飛行場の資機材は、湿気等により毀損しているおそれがあることから、点検実施により使用の可否を判断の上、必要に応じて資機材の更新等を行う必要がある。

(4) 定期的な使用訓練について

大規模地震時医療活動訓練の際に、大分銀行ドームで使用訓練が実施されている。

6 医薬品及び医療用資機材（所管機関：薬務室）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

地震、大雨などによる災害発生直後の初動期（48時間）における医療救護活動に使用するため、整備・備蓄している。

品目は、日本赤十字社の備蓄品目を参考に選定し、九州・山口の9県が分担して備蓄しており、大分県の備蓄量は3,000人分である。

(2) 保管場所と管理体制について

公益社団法人大分県薬剤師会に管理を委託しており(備蓄医療品等管理業務委託契約)、大分市、中津市、佐伯市の3か所に分散して配備している。

医薬品等は、診療・創傷用、蘇生・気管用、医薬品、衛生材料、事務用品の5種類に分類の上、保管されている。

(3) 品質・機能の確保について

大分県薬剤師会が大分、中津、佐伯にそれぞれ担当者（薬剤師）を配置し、品質管理等を行っている。

(4) 定期的な使用訓練について

実際に医薬品等を使用する訓練は実施していないが、災害時対応マニュアルを作成し、搬出手順等について、関係先と情報共有を図っている。

7 災害派遣精神医療チーム（DPAT）用資機材（所管機関：障害福祉課）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の大規模災害発生時に大分県DPATが行う活動のために整備・備蓄している。

大分県DPATは、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、被災者に対する専門性の高い精神科医療の提供等の活動を行う。

資機材の整備は、平成27年度の大分県DPAT発足後、国のDPAT活動マニュアルや他県の整備状況等を参考に進められている。

(2) 保管場所と管理体制について

管理機関であるところとからだの相談支援センターにおいて、備品、消耗品、医薬品ごとに管理台帳を作成し管理している。

(3) 品質・機能の確保について

ところとからだの相談支援センターが年1回以上点検を行っており、医薬品等使用期限のあるものについては、障害福祉課が随時更新している。

(4) 定期的な使用訓練について

年1回実施するDPAT運営委員会やところとからだの相談支援センター防災訓練の際に使用手順を確認している。

8 災害ボランティアセンター用資機材（所管機関：県民生活・男女共同参画課）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

大分県災害ボランティアセンターは、大規模災害発生時において、社会福祉法人大分県社会福祉協議会が設置し、大分県災害対本部との連絡調整、被災地でのボランティアニーズ等の情報収集などを主な活動としている。

資機材は、「大分県広域防災拠点基本計画」で必要とされた品目や数量を基に、災害ボランティアセンター運営に見識があるNPO法人の意見などを踏まえて、品目・数量が決定されており、当該ボランティアセンターの運営に必要な事務用品や飲食料のほか、被災市町村の社会福祉協議会が主体となり設置される現地災害ボランティアセンター等に貸し出すための資機材が、平成27年度に整備・備蓄されている。

(2) 保管場所と管理体制について

大分県災害ボランティアセンター事務局用の資機材は、大分県社会福祉介護研修センターに、現地災害ボランティアセンター等への貸出用の資機材は、大分県広域災害対策本部の拠点となる大分スポーツ公園の大分銀行ドームに配備されており、いずれも県民生活・男女共同参画課が管理台帳に基づき管理している。

(3) 品質・機能の確保について

資機材の貸出しに伴い搬出・搬入する際には、破損がないか確認が行われている。

また、消費期限のある食料等は、管理台帳に基づき、目視による現物確認が行われており、実地監査において、資機材の保管状況を確認したが、品質・機能に問題は認められなかった。

(4) 定期的な使用訓練について

使用訓練が必要なものはないことから、訓練は行われていない。

9 指定管理施設災害救助用資機材（所管機関：行政企画課）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

熊本地震発生を受け、指定管理施設の防災力を強化するため、施設利用者の避難誘導や安全確保に必要な資機材等を指定管理施設所管課からの要望を基に、行政企画課が一元的に調達し、平成28年度に指定管理施設に配備している。

(2) 保管場所と管理体制について

指定管理施設において保管され、指定管理者の職員が備品台帳等に基づき管理している。

(3) 品質・機能の確保について

実地監査において、品質・機能に問題は認められなかった。

(4) 定期的な使用訓練について

使用訓練が必要な資機材については、指定管理者において、適宜実施されていた。

10 避難所用防災資機材（所管機関：生活環境企画課）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

地震・豪雨等の災害により避難所に避難した被災者のプライバシー確保と生活環境の整備を目的として間仕切りシステムを備蓄している。

当該資機材は、平成28年4月の熊本地震発生時に竹田市からの要望を受けて整備されたものであり、その後も平成29年の九州北部豪雨などの災害発生時に市へ貸し付けられるなど、随時活用されている。

(2) 保管場所と管理体制について

管理機関である消防学校の倉庫に保管されており、生活環境企画課は、発災時に市町村からの要請に基づき資機材の搬出等を行うほか、在庫数の台帳管理を行っている。

(3) 品質・機能の確保について

日常的点検は、管理機関が適宜実施し、所管機関と管理機関が年1回、資機材の状態を点検している。

(4) 定期的な使用訓練について

県主催の避難所運営体験訓練において、市町村避難所対策担当者、自主防災組織リーダー等が参加し、実際に間仕切りの組立てを行うなど、災害発生時に円滑な資機材の活用が図れるよう取組が行われている。

11 生徒用災害備蓄物資（所管機関：学校安全・安心支援課）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

大規模災害発生時において、公共交通機関の停止等により、生徒が帰宅困難者となり学校に待機する場合を想定し、1泊の生活に対応するための備蓄物資（アルミシート、簡易トイレ、ウェットティッシュ）を平成30年度に整備・備蓄した。

備蓄数量は、東日本大震災（宮城県）における帰宅困難者の実績を基に、生徒の3割が帰宅困難になった場合を想定して決めている。

なお、資機材等の調達は、所管機関である学校安全・安心支援課が一元的に行い、各県立学校に配備されている。

(2) 保管場所と管理体制について

実地監査を行った時点では、保管先となる各県立学校に備蓄物資が未配備であったため、現地での保管状況の確認は行っていない。

12 水防用備蓄資器材（所管機関：河川課）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

洪水、内水、津波又は高潮による災害を想定し、第1次的な水防責任がある市町村において保有する水防用資器材が不足するような緊急事態に備え、各土木事務所に水防用資器材が備蓄されている。

水防用備蓄資材の整備基準は設けられていないが、都道府県の責務は、水防法(昭和24年法律第193号)第3条の6において、「都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。」と規定されていることを受け、過去の備蓄状況などを参考に整備が行われており、資器材が不足する場合、各土木事務所が河川課に予算要望を行い、整備を行っている。

(2) 保管場所と管理体制について

水防用備蓄資器材は、各土木事務所の水防倉庫において保管されている。

管理台帳の様式は任意とされているが、実地監査で確認したところ、大分県会計規則(昭和49年大分県規則第10号)第127号様式「消耗品（材料品）出納簿」を防災資機材等管理台帳として資機材別に出納管理を行っている土木事務所が多かった。

なお、各土木事務所とも、ここ数年の間、市町村への貸出実績はなく、土のう袋などの資材の使用は、現地での応急対策で利用する分のみとなっている。

(3) 品質・機能の確保について

土木事務所による資機材の点検は、年度当初に行われる水防計画更新に伴う在庫数量確認、出水期前の準備を目的とした在庫数量確認や目視による毀損の有無の確認などで、在庫数量の確認が中心となっている。

(4) 定期的な使用訓練について

各土木事務所が備蓄している資器材は、土のう袋などの資材や、現地応急対策を行う際に使用するスコップなどの作業道具であり、使用訓練が必要なものはない。

なお、各土木事務所の災害時における対応は、災害情報収集、市町村等への警報発令が中心となり、作業用の重機等は持っていないことから、通常、災害現場での重作業は、緊急作業協定等に基づき事業者に依頼することとなる。

13 原子力防災用資機材（所管機関：生活環境企画課、環境保全課、健康づくり支援課、薬務室）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

近隣県の原子力発電施設で重大事故が発生し、放射性物質拡散の影響が本県に及ぶことを想定し、次の対策を行うための資機材が整備・備蓄されている。

なお、原子力規制委員会が策定した「原子力災害対策指針」（平成24年10月策定）においては、最寄りの原子力発電所からおおむね30km圏内（UPZ）を原子力災害対策を重点的に行う区域としており、本県においては、最寄りの原子力発電所から最短で約45kmあるが、重点区域に準じた対策の考え方を基本に、国によるUPZ外の防護対策方針も踏まえて、対策に当たっている。

ア 環境放射線モニタリング用（所管機関：環境保全課）

空中放射線量の測定については、平時は国の委託を受けた平常時モニタリングを衛生環境研究センター及び各保健所が実施しているが、近隣県において原子力災害が発生した際は、災害対策本部に原子力災害対策班を設置して、緊急時モニタリングを行うこととしており、このための資機材を整備・備蓄している。

イ 緊急被ばく医療措置用（所管機関：生活環境企画課、健康づくり支援課、薬務室）

近隣県において原子力災害が発生し、放射性プルームの影響を受けるおそれがある住民に対する健康相談及び医療救護活動（検査、除染、安定ヨウ素剤の配布）を行うための資機材を整備・備蓄している。

なお、除染等の作業は、避難所内に設置される救護所での実施が想定されている。

(2) 保管場所と管理体制について

災害発生時に緊急時モニタリング等の対応を行う衛生環境研究センター、保健所等が保管・管理している。

【検討事項】

（該当機関：健康づくり支援課）

健康相談等を行う際に使用することが想定されるポケット線量計が県庁舎別館に保管される一方、防護服は衛生環境研究センターに保管されている。

これらの資機材は、災害発生時においては、一体的に使用されるものであり、保管場所の統一について検討されたい。

(3) 品質・機能の確保について

空中放射線量等を計測する測定機器については、管理機関において、必要な点検及び校正が適切に実施されていた。

(4) 定期的な使用訓練について

毎年実施されている原子力防災訓練の際に使用訓練を実施している。

14 林野火災用資機材（所管機関：防災局危機管理室）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

林野火災発生時に、市町村からの自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請に基づいて実施されるヘリコプターによる空中消火及び地上での消火活動を実施するため、林野火災用空中消火資機材及び林野火災対策用資機材が陸上自衛隊駐屯地（玖珠駐屯地、別府駐屯地、湯布院駐屯地）に保管されている。

林野火災用空中消火資機材の整備基準は、「林野火災用空中消火資機材運用要綱」（昭和51年2月策定）第1条において県が整備する資機材の品目が規定され、同要綱第7条において消火薬剤の数量が規定されている。

また、林野火災対策用資機材の整備基準は、「林野火災対策用資機材運用要領」（昭和51年2月策定）第1条において県が整備する資機材の品目が規定されているが、数量についての規定はない。

(2) 保管場所と管理体制について

陸上自衛隊が消火活動を行うために使用する資機材であることから、陸上自衛隊の駐屯地に保管され、管理委託するとともに、危機管理室が管理台帳により資機材の出納管理を行っている。

なお、地上で消火活動を行うための資機材は、いずれの駐屯地においても整備されているが、空中消火活動を行うための資機材が整備されているのは、陸上自衛隊玖珠駐屯地のみとなっている。

(3) 品質・機能の確保について

県及び陸上自衛隊の両者により資機材の点検を実施しており、使用の可否を管理台帳で整理している。

管理台帳を確認したところ、いずれの駐屯地においても使用不能の資機材が多数あり、現在の資機材で消火活動が十分行えるか不明な状況となっている。

【改善事項】

(該当機関：防災局危機管理室)

陸上自衛隊玖珠駐屯地での実地監査では、消火薬剤について、ラベルの汚損等により製造年月が不明なものや、使用期限切れとなっているものが多数あるにもかかわらず、管理台帳では全て使用可能として整理されていた。

製造メーカーへの使用期限の確認では、保管状態が良好な場合で製造から10年程度とのことであり、実際に使用可能な数量を把握の上、適正な数量を管理台帳に記載する必要がある。

【検討事項】

(該当機関：防災局危機管理室)

「林野火災用空中消火資機材運用要綱」及び「林野火災対策用資機材運用要領」は、昭和51年2月の制定以降、見直しが行われておらず、消火薬剤の備蓄基準や林野資機材の整備品目等、実態と異なる部分があることから、見直しを行うことを検討されたい。その際に陸上自衛隊等の関係機関との協議により、資機材の適正な備蓄数量について併せて検討されたい。

(4) 定期的な使用訓練について

陸上自衛隊の訓練において、資機材の使用訓練が実施されている。

15 石油コンビナート火災用資機材（所管機関：防災局消防保安室）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

石油コンビナート等特別防災区域における、石油及び高圧ガス等の危険性の高い物質による油火災やガス爆発を想定し、火災の延焼を防ぐために使用する資機材として泡消火薬剤を備蓄している。

泡消火薬剤の備蓄計画量は、「大分県石油コンビナート等防災計画」（昭和52年5月策定）に規定されており、特定事業所の法定備蓄量に加え、県、大分市、特定事業所及び共同防災組織において、分担した量を備蓄している。

(2) 保管場所と管理体制について

大分県防災資機材センター（大分市三佐）の倉庫内に泡消火薬剤（たん白泡消火薬剤、合成界面活性剤泡消火薬剤）を保管しており、消防保安室が直接管理している。

実地監査を行ったところ、倉庫床の上に散布された砂が過去に漏れたたん白泡消火薬剤とともに固着している状態であったため、薬剤の環境への流出が懸念されたが、実地監査後、消防保安室が消火薬剤の販売業者に現地確認を依頼したところ、倉庫床の基礎がコンクリート張りであることと併せると現況のままで特に問題がないとの結果であった。

【検討事項】

(該当機関：防災局消防保安室)

倉庫に保管されている泡消火薬剤のうち合成界面活性剤泡消火薬剤は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第2項で規定される「第一種特定化学物質」であるP F O Sを含んでいる。

当該泡消火薬剤は、平成24年3月に使用期限切れとなっており、今後使用する予定がないこと及び国の技術基準に基づいた管理が必要なものであることを踏まえ、廃棄予定としている平成34年度を待たず、前倒しでの処分を検討されたい。

(3) 品質・機能の確保について

所管機関では、点検のルールは特に定めていないが、年数回、現況確認のため、現地において、資機材の点検を行っている。

(4) 定期的な使用訓練について

年に1度行われる石油コンビナート等特別防災区域総合防災訓練において、泡消火薬剤の使用を想定した訓練を実施している。

16 警察災害装備（所管機関：警備部警備第二課）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

地震・津波、風水害等の各種多様な災害を想定した情報収集・伝達、被災状況の把握、被災者の救出救助、避難誘導等に必要な災害警備用装備資機材等が本部及び各警察署に配備されている。

災害警備用装備資機材は、国家公安委員会及び警察庁が策定した「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」において、交番・駐在所、警察署、警察本部ごとに都道府県警察が整備に努めるべき種別が規定されており、当該基準を基に災害現場での必要性や毀損の状況等を踏まえて、警備第二課が一元的に調達し、警察署等に配備するほか、災害警備活動用の車両など一部のものは、国から無償貸与を受けている。

災害警備用物資（食料及び飲料水）については、5か年の備蓄食料整備年次計画（H26～H30）に基づき、全職員が3日間の災害活動を行うために必要な量の備蓄が進められている。平成30年度で必要量が確保され、次年度以降は、消費期限到来分が随時更新されていく。

(2) 保管場所と管理体制について

資機材等は、管理機関の庁舎内や屋外倉庫内に保管され、各所属において、あらかじめ指定された物品の使用職員又は保管責任者が管理している。

災害警備用装備資機材は、大分県会計規則第125号様式「備品使用簿」により、また、災害警備用物資は、任意の様式により作成された公文書により台帳管理されている。

【検討事項】

(該当機関：警備部警備第二課)

災害警備用装備資機材等を保管している警察本部庁舎第2別館は、大分市の津波・地震ハザードマップでは、南海トラフ地震を想定した最大浸水深1m以上2m未満の浸水域内に位置するほか、大分市の洪水ハザードマップにおいても、浸水深0.5m未満の浸水域内にある。

津波・洪水により庁舎が被災し、1階に保管している資機材等の使用が困難となることも考えられることから、他施設等への資機材の移設や浸水リスク軽減のための分散備蓄などを検討されたい。

(3) 品質・機能の確保について

物品の現物確認点検は、各所属において、あらかじめ指定された物品の使用職員又は保管責任者が物品点検要領に基づき各四半期に1回以上実施することとされている。

点検結果は、所属長あて報告され、報告を受けた所属長は、不適事項の処理状況等を確認の上、所属の点検結果を取りまとめ、警備部会計課長あて報告することとなっている。

また、年二回の総合監察の際に、警備第二課による点検状況の確認が行われており、問題は見受けられなかった。

(4) 定期的な使用訓練について

大分県警察における災害警備実施に関する規程(平成25年大分県警察本部訓令第9号)第9条において、警察署長は、計画的に訓練を実施しなければならないとされており、同規程の運用通知において、災害警備用装備資機材等の操作が訓練項目の一つとして規定されている。

平成29年度の各警察署における実施状況を確認したところ、いずれの警察署においても訓練が実施されていた。

17 非常用電源設備及び非常用発電機（所管機関：施設整備課・福祉保健企画課）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

災害発生時に防災拠点となる県庁舎等での業務継続を可能とするため、非常用電源設備等が整備されている。

県庁舎、各地区災害対策本部の拠点となる庁舎については、施設整備課がおおむね72時間の連続運転が可能となる非常用発電設備を整備している。

保健所については、平成30年度から順次、72時間の連続運転が可能な非常用電源設備の整備が行われる予定となっている。非常用電源設備が整備されるまでの間は、停電時の災害対応には、福祉保健企画課が配備した可搬式の非常用発電機を活用する。

また、広域防災拠点である大分スポーツ公園の屋外発電設備は、10基の発電機により構成されており、平成29年度の稼働点検の際に、10基のうち5基に不

具合が確認されたが、平成30年度中に修繕が完了する予定となっている。

(2) 設置・保管場所と管理体制について

防災拠点となる庁舎等に設置・保管されており、各施設の管理所属が非常用電源等を管理している。

(3) 品質・機能の確保について

各管理機関が、月次点検及び年次点検を実施しているほか、県有施設の保全業務を行う中で、施設整備課が随時点検を実施している。

(4) 定期的な使用訓練について

各機関において、電気設備の点検事業者により、稼働運転等が定期的に行われている。

(5) その他

各地区災害対策本部の拠点となる出先機関においては、振興局単位で災害発生時に円滑に業務を継続するため、大分県業務継続計画（地域版BCP）を策定し、各種課題などを整理しているが、非常用電源設備について、次のとおり検討すべき事項が見受けられた。

【改善事項】

（該当機関：大分県西部振興局、玖珠土木事務所）

大分県業務継続計画（西部地域版BCP）において、「庁舎に設置された非常用電源設備の電力が通常時の電力使用量をまかなう容量はなく、一般電気設備（照明、OA機器等）のおおむね30%である。」ことを課題とし、その対策として、「非常時の電力使用量が電力容量以下となるよう、あらかじめ使用する電気設備を選択しておく。」としているにもかかわらず、当該選択がなされていない状況が認められたことから、所要の措置を講ずる必要がある。

18 防災行政無線（所管機関：防災局危機管理室）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

大規模災害時等において、公共通信が途絶した場合に情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、県庁、県出先機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ無線通信網として整備している。

(2) 設置場所と管理体制について

防災拠点となる庁舎等には、防災行政無線の固定局が設置されている。

また、各土木事務所など、災害対応が必要となる所属の公用車には、移動局（車載式の防災行政無線）が設置されている。

【検討事項】

(該当機関：防災局危機管理室)

大分土木事務所は、大分市の津波・地震ハザードマップによれば、南海トラフ地震を想定した最大浸水深0.5m以上1m未満の浸水域内に位置している。これに対し、同事務所の屋外に設置されている防災行政無線用非常用発電設備のコンクリート基礎のかさ上げは0.5m程度で、津波により当該発電設備が浸水し、その結果無線機器が使用できなくなるおそれがあることから、対策を検討されたい。

(3) 品質・機能の確保について

無線室の機器本体については、危機管理室が無線室保守委託業務契約を結んだ保守点検業者が日常点検、定期点検（年1又は2回）や法定点検（年1回）を実施している。機器の障害発生は、リアルタイムで覚知する仕組みとなっており、不具合が発生した場合、同室の情報通信班が、随時修繕等の対応に当たる。

なお、防災行政無線には停電時において24時間の使用が可能となるよう非常用発電設備が設置されており、配備先所属が庁舎用電気設備と併せて保守点検の委託契約を締結し、管理を行っている。

(4) 定期的な使用訓練について

年1回、危機管理室が、出先機関に対して、防災行政無線の取扱いについて説明を行っているほか、各地域での防災訓練の際に、防災行政無線を使った訓練が行われている。

19 衛星携帯電話（所管機関：防災局危機管理室）

(1) 防災資機材等の調達・確保について

衛星携帯電話は、南海トラフ地震等大規模災害発生時において、固定電話、携帯電話、防災行政無線など平常時に使用する通信連絡手段が使用できない場合に使用するものとして、危機管理室が整備し、大分県災害対策本部の総合調整室及び各部（治安対策部を除く。）並びに各地区災害対策本部の拠点庁舎を管理する所属に配備されている。

(2) 保管場所と管理体制について

各管理機関においては、担当者が決められ、機器の管理が行われている。

また、実地監査において、衛星携帯電話は、いずれの所属も事務室内に保管されており、充電状況を確認したところ、充電不足となっているものはなく、すぐに使用できる状態であった。

なお、出先機関で複数の所属で1つの衛星携帯電話を共有している場合において、設置所属に使用可能な衛星携帯電話があることを知らない所属（土木事務所、保健所）が見受けられた。

監査の結果、これらの所属においては、衛星携帯電話を使うことができることが認識されたのであるが、これにとどまらず、使用訓練に参加した方が望ましいと考えられる。

(3) 品質・機能の確保について

危機管理室と各管理機関の間で行われる設置・通話試験等において、機器の不具合があれば、随時、機器の修繕等が行われている。

(4) 定期的な使用訓練について

配備所属においては、危機管理室との間で定期的に使用訓練を兼ねた設置・通話試験が実施されている（出先機関1月に1回、本庁2月に1回）ほか、年1回、衛星携帯電話の担当者（配備先）に取扱説明が実施されている。

【改善事項・検討事項一覧】

「第4 監査の結果」において改善事項又は検討事項としたものは、[表3]のとおりである。

[表3] 改善事項・検討事項一覧

監査対象 (防災資機材等の種別)	項目 (頁)	監査結果の処理区分	内容	対象機関名
被災者用災害備蓄物資	1 (7)	検討事項	物資ラベル・物資配置図の作成等による円滑な物資の搬出	福祉保健企画課
	1 (7)	検討事項	備蓄物資の保管場所等	福祉保健企画課
職員用災害備蓄物資	2 (8)	検討事項	管理機関による資機材等の管理	防災局防災対策企画課
広域防災拠点用資機材	4 (10)	検討事項	大分銀行ドームの非常用電源設備に係る自動化検討及び停電時の稼働体制確保	防災局防災対策企画課
広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)用資機材	5 (11)	改善事項	資機材等の管理	医療政策課
	5 (11)	検討事項	鍵の管理	医療政策課
	5 (12)	改善事項	資機材等の点検	医療政策課
原子力防災用資機材 (緊急被ばく医療措置用)	13 (16)	検討事項	資機材等の保管場所	健康づくり支援課
林野火災用資機材	14 (18)	改善事項	消火薬剤の管理	防災局危機管理室
	14 (18)	検討事項	林野火災用資機材運用要綱等の改正及び資機材の適正備蓄数量の検討	防災局危機管理室
石油コンビナート火災用資機材	15 (18)	検討事項	期限切れとなった泡消火薬剤の早期処分	防災局消防保安室
警察災害装備	16 (20)	検討事項	津波・地震ハザードマップ及び洪水ハザードマップの浸水区域内での資機材等の保管場所	警備部警備第二課
非常用電源設備及び非常用発電機	17 (21)	改善事項	非常時に使用する電気設備の選択	大分県西部振興局、玖珠土木事務所
防災行政無線	18 (22)	検討事項	津波・地震ハザードマップの浸水区域内での設備設置	防災局危機管理室

まとめ

このたび、防災に必要な物資・資材等の管理についての監査にあわせて職員の防災業務に対する意識についても確認したところであるが、定期通信訓練を職員の輪番制にするなど全員の防災意識を向上させている機関がある一方で、過去に配布された防災資機材等の保管・管理の実態を正確に把握できていない機関があるなど、機関ごとの防災業務に対する意識にばらつきが認められた。

このような事象が発生する要因は、防災業務が防災担当部局以外の機関にとって非日常的な業務であり、通常業務に比べ優先度が低いことなどが考えられる。

そのため、防災資機材等の所管機関から管理機関に定期的に管理報告を求めるなど、所管部局や通常業務を超えた機関相互・職員全員での横断的な情報共有を図る対策の必要性を感じたところである。

加えて、いつ起こるかわからない災害に備えて、保管施設を災害に強い施設に改修しておくことや、通常業務に必要がない非常時の代替設備を常に使用できる状況に整備しておくことなどの措置が、適正な防災資機材等の管理を実現するために必要不可欠な措置であることは言うまでもない。

したがって、これらのことを踏まえ、防災資機材等に関する予算措置（物資購入・施設改修・設備点検等）の優先順位については、防災担当部局が各部局単位の防災業務関連の措置項目を一元的に取りまとめの上、防災担当部局と関係部局が協議して、防災業務独自の優先順位を決定し、各関係部局はその結果を踏まえて、各部局内での予算措置の優先順位に反映させる方法を採用入れることを提案するものである。

このように、各部局に埋没しがちな防災業務関連の措置項目を一元的に集約し、防災業務に関する県の全体像を共有することで、更に県全体の防災意識を高められるよう期待するものである。

(資料) 関係法令等 (抜粋)

○災害対策基本法

(都道府県の責務)

第4条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 (略)

○災害対策基本法

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第49条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

○災害救助法

(都道府県知事の努力義務)

第3条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

○学校保健安全法

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第29条第3項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第1項及び第2項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○水防法

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

○自衛隊法

(災害派遣)

第83条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

○石油コンビナート等災害防止法

(国及び地方公共団体の施策)

第4条 国及び地方公共団体は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言又は指導をするとともに、この法律又は関係法律の規定に基づき、総合的な災害応急対策の実施その他防災体制の樹立を図る等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧のために必要な施策を講ずるものとする。

○大分県警察における災害警備実施に関する規程

(装備資機材等の整備等)

第10条 所属長は、災害が発生した場合に必要な災害警備用の装備資機材、車両、通信機器等（以下「装備資機材等」という。）の整備に努めなければならない。

2 所属長は、災害が発生した場合に、直ちに災害警備用の装備資機材等を活用できるように、常に点検を行わなければならない。

(物資の確保)

第12条 所属長は、災害が発生した場合に備えて、食料、飲料水、燃料、医薬品その他の災害警備用物資の確保その他必要な措置を講ずるものとする。